

平成25年2月15日

於 教育委員会室

平成25年2月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成25年2月大和市教育委員会定例会

○平成25年2月15日（金曜日）

○出席委員（4名）

1番	委員長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委員	篠 田 優 里
3番	教 育 長	滝 澤 正
4番	委 員 長	石 川 創 一

○事務局出席者

教 育 部 長	田 中 博	こども部長	酒 井 克 彦
文化スポーツ 部 長	金 守 孝 次	教育総務課長	川 口 敏 治
学校教育課長	犬 塚 克 徳	保健給食課長	岩 本 信 也
指 導 室 長	西 山 誠 一 郎	教育研究所長	藤 倉 秀 明
青 少 年 相 談 室 長	岩 堀 進 吾	こども・ 青少年課長	村 井 英 雄
文化振興課長	秋 山 伸 一	生涯学習 センター館長	西 山 正 徳
図 書 館 長	桜 井 真 澄	スポーツ課長	小 林 豊

○書 記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛 田 幸 人	教育総務課 政策調整 担当主任	瀬 古 直 之
-----------------------	---------	-----------------------	---------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
  - 日程第 1（議案第4号） 平成24年度大和市教育費補正予算案について
  - 日程第 2（議案第5号） 平成25年度大和市教育費予算案について
  - 日程第 3（議案第6号） 大和市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について
  - 日程第 4（議案第7号） 大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
  - 日程第 5（議案第8号） 大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の

		設置等に関する規則の一部を改正する規則について
日程第 6	(議案第 9 号)	大和市スポーツ施設設置条例施行規則を廃止する規則について
日程第 7	(議案第 10 号)	大和市スポーツ推進審議会規則を廃止する規則について
日程第 8	(議案第 11 号)	大和市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則について
日程第 9	(議案第 12 号)	教育財産の公用の廃止について
日程第 10	(議案第 13 号)	大和市スポーツ推進審議会委員の解職について
7	そ の 他	
8	閉 会	



を検討している学校もございました。

後ほど、各委員から補足のご説明をしていただきたいと思います。この件については、今回の学校訪問の結果を受けて委員長から各学校への指示等を文書で発信していただければ大変ありがたいと思います。

学校訪問については以上です。

来月の定例会までの予定で8項目ほどございます。市立中学校の卒業式は3月8日金曜日を予定しております。

また、市議会の3月定例会として、資料のとおり本会議と委員会が予定されております。

以上で教育長報告とさせていただきます。

○石川 教育長の報告が終わりました。何かございますか。

委員長 教育委員の市立中学校の学校訪問についてはいかがですか。

○篠田 今、教育長がおっしゃったとおり、私は31日に訪問してまいりました。全体的に各学校が、大変いろいろな問題、課題がある中で、きめ細かい対応をしてくださっているという印象を強く受けました。中でも気になったのは、やはりネットやメール等が非常に課題になっているということです。見えないところ、水面下で問題が複雑化してしまっているということでしたので、ここの対応をこれからどうしていくかということが大事になってくると思いました。やはりここは家庭との協力がとても重要で、保護者のほうにもいろいろな報告や通知をしていただきたいと思いますと感じました。

○青蔭 30日に委員長と訪問いたしました。今、篠田委員がおっしゃったとおり、見えないところをいかに見えるようにするかということが一番の問題だと思っております。それには、教職員のご努力ももちろん要りますが、ご家族のご協力ということもなければなりません。また、そこにおいて教育委員がいかに教職員と手を組んで動けるかということにつきまして改めて自分に課しました。他市では教育委員が気がつかなかった、それから事務局の報告がおくれたというようなことがあります、同じような答弁は私はしたくないと思っております。

各学校に対しては委員長ともども敬意を表して帰ってまいりました。

○石川 委員長 私からも申し上げたいと思います。1月30日に青蔭委員と鶴間中、大和中、南林間中、つきみ野中と4校を訪問いたしました。各学校とも、とにかくきめの細かい指導をしようというご努力が私たちの目に見えるようでした。ただ、実際には教師の前でいじめや暴力行為はあまり行われないもので、それをどうキャッチするかが一番大事なことだと思います。

それから、特にいじめについては小学校と中学校の連携も非常に大事ではないかと思いました。例えば鶴間中は林間小学校からそのまま進学しますので、小学校からの連続が生じやすい環境があります。そういったことから小中学校の連携がとても大事だと思いました。そのほかについては、教育長やその他の委員さんがおっしゃったとおりです。

今後については、やはり自らが発信していく教育委員会でありたいと思いますので、委員長名で各学校に今回の結果を発信し、その中で各学校へのお願いもしていきたいと思います。

教育長の関係の質疑はもうこれでよろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。

## ◎議 事

○石川 委員長 それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第4号「平成24年度大和市教育費補正予算案について」を議題とします。細部説明を求めます。川口教育総務課長。

○川口 教育総務課長 平成24年度大和市教育費補正予算案についてご説明します。

本件は、すべて教育部所管の補正予算で、内容としては2つございます。1件目は小学校大規模改修事業、2件目が中学校大規模改修事業です。それぞれ平成25年度に予定していた事業を、国の経済対策によりまして前倒して予算化することとなったため、この3月議会で歳出予算を補正予算で増額した上で、その増額した全額を翌年度の平成25年度に繰越明許をするといった補正をするものです。

歳出補正予算ですが、小学校費で補正額が2億336万4,000

円、中学校費で補正額が4,716万8,000円となっております。その全額を繰越明許費補正で翌平成25年度に繰り越すものです。

詳しくは、まず小学校大規模改修事業でございますが、一つは前民主党政権のときに決定されました国の予算の予備費を使った経済危機対応・地域活性化予備費の活用、もう一つは現在国会にかかっております今の政権の補正予算を活用することで、学校のトイレ改修と柳橋小学校の擁壁改修についての事業を前倒しするための補正をするものです。

予算は前倒しで補正いたしますけれども、当然平成24年度内に事業が完了するというものではございませんので、予算を繰り越して翌年度に実施することになります。したがって、工事等の実施は当初の予定どおり、夏休み期間中が中心となります。

トイレ改修につきましては、北大和小学校、深見小学校、西鶴間小学校、柳橋小学校を実施いたします。北大和小、深見小、西鶴間小につきましては、今回で全ての系統のトイレ改修が完了する予定です。

次に柳橋小学校の擁壁ですが、敷地の東側と南側にある擁壁が道路側にわずかに傾いているように見えます。補強はしてあるようですが、全く問題ないとは言い切れないことから、現在の擁壁を取り壊して、新たにブロックを積むような形で擁壁をやり直す予定です。

事業費ですが、小学校全体で2億336万4,000円、補助対象事業費が1億8,154万5,000円、それから国庫支出金はその3分の1の6,051万3,000円、地方債については事業費から国庫支出金を除いた全額を起債で手当てできますので1億4,220万円ということになります。一般財源は65万1,000円です。

中学校大規模改修事業ですが、内容としては南林間中のトイレ改修で補正の理由については同様でございます。事業費といたしましては4,716万、8,000円、補助対象事業費が4,206万4,000円、国庫支出金はその3分の1で1,402万1,000円、地方債は3,300万円です。一般財源は14万7,000円です。

歳入補正予算については、ただいまご説明したとおり、歳出予算に充てる国庫支出金になっております。これは文科省交付金でございますけ

れども、小学校で6,051万3,000円、中学校で1,402万1,000円となっております。

歳入補正額の積算根拠については、先ほど歳出の中で説明したとおりでございます。

○石川 質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。  
委員長 特にありませんか。

(「はい」の声)

○石川 ないようでしたら、質疑を終結いたします。  
委員長 これより議案第4号について採決をいたします。  
本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○石川 異議なしということで、議案第4号は可決いたしました。  
委員長 それでは、続いて日程第2 議案第5号「平成25年度大和市教育費  
予算案について」を議題といたします。

細部説明を求めます。川口教育総務課長。

○川口 平成25年度の大和市教育費予算案について説明いたします。  
教育総 まず、平成25年度予算編成に当たっての本市の状況についてご説明  
課 長 させていただきます。

直近のごく短期的に見ますと、国内経済は明るい兆しもかいま見える状況ですが、近年の概況といたしましては、円高やデフレ不況の長期化による製造業の競争率の低下、生活保護世帯が最多を更新し続けているといった状況などで、景気の不透明な中での予算編成となりました。

歳入面としましては、法人の事業撤退ですとか法人税率の引き下げなどによりまして、法人市民税では減少が見込まれております。そうしたことで、市税全体としての伸びは見込めない中で、前年度と同程度の歳入となっています。このため財源不足を補うために昨年度以上の財政調整基金の取り崩し、また臨時財政対策債の発行といった対応を取らざるをえなかったところです。

歳出面で見ますと、義務的経費として人件費は減少しますが、扶助費が増加することからほぼ前年並みといったところです。一方で中学校の

防音設備整備事業などが増加するという一方で、投資的経費が前年度と比べて18億8,000万円、約66%と大幅に増加しています。

このように歳入に比べて歳出が増加するという厳しい財政状況の中で、最終的に平成25年度の予算規模としましては657億7,000万円と、前年度比20億5,000万円、約3.22%の増となっております。

経費の詳細の説明に入ります前に、教育関係予算について総括的に申し上げたいと思います。平成25年度の予算につきましては、協議会等の場において何度かご説明をしておりますが、教育委員会として必要とする施策、これを担保する最低限の予算は何とか確保できたというところでございます。中でも学校教育基本計画の実現、特に重点施策の実現に向けて、読書活動を充実させるための学校図書館スーパーバイザーの配置や、いじめ、不登校問題に対応するための相談体制の抜本的見直し、あるいは学級集団や個人の状態を把握して指導に役立つ集団アセスメントテストの実施などが平成25年度において予算措置できておりました。全体としては教育委員会の基本的な施策の方向性を実現するための予算は何とか確保できたといったところでございます。こうした概況がでございます。

それでは、平成25年度教育関係予算についてご説明いたします。

平成25年度の一般会計当初予算は657億7,000万円、前年度比20億5,000万円、約3.22%の増となっております。そのうち教育費が、66億9,649万7,000円で、前年度と比べ13億491万2,000円、24.2%の大幅な増加となっております。一般会計予算に占める教育費の割合は約10.2%となっております。

一般会計全体の伸びの大きな部分を教育費の伸びが占めております。これは中学校防音設備整備事業が大きく増えているためでございます。大和中学校の工事が2年目で本格化することと、つきみ野中学校の工事に着手することで、2校の工事が重なることが影響しています。

次に、歳出につきまして、項ごとに増減の主なものを中心にご説明いたします。

まず、1項教育総務費です。平成25年度の当初予算が9億3,632万1,000円、前年度の当初予算と比較しまして2,797万9,000円、3.1%の増となっております。平成24年度最終予算と比較しましても2,508万9,000円の増です。

主な増の理由でございますが、目別の事業で見ますと、3目の教育研究費に教育ネットワーク管理運用事業がございます。ネットワークシステムの新たなリースに伴ってのシステム構築委託が増加したことなどにより約550万円増額しています。

4目、教育指導費でございますが、特別支援教育推進事業でヘルパーとスクールアシスタントの人数を増加させたことにより、約690万円の増、いじめ・不登校等対策事業で集団アセスメントテストを市内の小中9校で実施するために245万円の増、教育用コンピューター整備事業で小学校の校務用コンピューターを更新するために約556万円の増となっております。

その下、5目の青少年相談費です。昨年9月に補正をいたしましたスクールソーシャルワーカー2名の配置経費が通年分措置されること、また、相談室の相談員を強化するために青少年相談・街頭補導事業が約680万円の増、不登校児童生徒援助事業では、不登校生徒支援員を全中学校に配置するために約340万円の増となっております。

学校教育相談員活用事業につきましては、課題があるということで廃止、皆減といたしております。

次に2項、小学校費でございます。

平成25年度の小学校費当初予算ですが、9億5,029万9,000円、前年度当初予算と比較しまして2億5,854万5,000円の減、マイナス21.4%と大きく減少しています。平成24年度最終予算も当初予算と同額のため同様となっております。

主な増減の理由でございますが、2目の教育振興費で、受給者数が減少する見込みであることから小学校学用品等就学援助事業で824万1,000円の減、小学校図書館教育推進事業で、学校図書館蔵書率を100%にするための図書購入を行うと伴に、学校図書館スーパーバイ

ザーを配置するため、約1,300万円の増となっております。

3目、学校建設費は小学校大規模改修事業が約2億7,600万円と大きく減となっております。こちらは渋谷小学校のプール移設工事が終了したことと、先ほどの議案第4号でご説明しましたように、平成25年度に予定しておりましたトイレ改修工事を補正予算で措置したために、その分が減少したことによるものです。小学校防音設備整備事業費では、桜丘小学校の基本設計の業務委託のため約2,700万円の皆増。それから、小学校建設事業の年賦分でございますが、学校建設公社については、その役割を終えたことから、平成25年度中に解散いたしますので、残っている債務を繰り上げ償還するために1,256万7,000円の増となっております。

3項の中学校費は、平成25年度の当初予算が24億8,594万1,000円、前年度当初予算と比較しまして13億5,377万2,000円、119.6%と大きく増になっております。平成24年度最終予算と比べると12億2,971万3,000円の増です。

主な増減の理由でございますが、1目の学校管理費で中学校施設維持管理事業では、鶴間中学校体育館内部塗装改修の減などにより約950万円の減、中学校パーソナルコンピューター整備事業で、中学校9校のコンピューター教室のパソコンを一気に更新するため、約1億2,000万円の皆増となっております。

2目、教育振興費ですが、小学校と同様に受給者数の減少が見込まれることから中学校学用品等就学援助事業で152万円の減、中学校の理科教室に電子黒板を導入するために中学校教材等整備事業で約146万円の増、逆に特別支援学級分の電子黒板導入が終わったことから、中学校特別支援教育教材備品等整備事業で約412万円の減となっております。

また、蔵書率100%を目指して中学校図書館教育推進事業で1,029万円2,000円の増となっております。

3目の学校建設費では、やはりトイレ改修工事が補正予算により前倒しとなったことから、中学校大規模改修事業が約4,600万円の減と

なっております。

また、中学校防音設備整備事業については、大和中学校の工事が本格化すること、つきみ野中学校の工事に着手することで、工事が並行することから11億4,300万円余りの増、中学校建設事業年賦分は小学校と同様に学校建設公社への繰り上げ償還のため1,036万9,000円の増となっております。

4項、社会教育費の平成25年度当初予算は8億7,616万円、前年度と比較しまして1,281万8,000円、1.5%の増となっております。平成24年度最終予算も同様でございます。

主な増減理由でございますが、2目の青少年育成費の放課後子ども教室管理運営事業において、開催日の拡大をするため約1,100万円の増となっております。

3目、公民館費でございます。学習センター施設整備事業において、つきみ野学習センターのエレベーター更新工事の終了により約800万円の減となっております。

4目、図書館費でございますが、図書資料貸し出し事業、図書館施設維持管理事務それぞれで、業務委託の業者変更等により合わせて約440万円の減となっております。

5項、保健体育費ですが、当初予算14億4,777万6,000円となっております。前年度当初予算と比較しまして1億6,888万8,000円、13.2%の増となっております。平成24年度最終予算との比較も同様でございます。

主な増減理由ですが、1目の保健体育総務費の中で、学校施設スポーツ開放事業でプール開放に伴う経費の増加により約1,529万円の増、スポーツ広場管理運営事業につきましては、備品購入の減により約850万円の減となっております。

2目、体育施設費ですが、スポーツセンター施設大規模改修事業において、競技場の改修をするために約7,120万円の皆増となっております。

3目の学校給食管理費では、北部調理場の耐震改修工事を実施するた

めに、学校給食施設大規模改修事業で8,562万4,000円の増。  
また、北大和小学校給食室改修事業年賦分では、やはり学校建設公社への繰り上げ償還のために約1,200万円の増となっております。

なお、平成25年度からは文化とスポーツに関する権限が市長の直接執行となるために、予算についても市長権限となるものです。

以上が、歳出の内容でございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

平成25年度教育関係歳入予算についてでございますが、全体合計で20億1,229万1,000円、前年度に比べまして10億6,539万円、112.5%と大幅に増加している状況ですが、主な理由といたしましては、何度かご説明いたしましたように、中学校防音設備整備事業が2校実施されることによるもので、教育費国庫負担金が約5,900万円の皆増、教育費国庫補助金が7億7,761万9,000円で、5億3,716万3,000円の増、223.4%と大きく増えている状況でございます。

また、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、中学校のコンピューター教室のパソコン更新や、北部調理場の耐震改修工事などのために、全体で約1億6,500万円を見込んでおり、6,850万円、71%の増となっております。

教育債につきましては、中学校防音設備整備事業や北部調理場の耐震工事のために全体で8億6,860万円を見込んでおり、前年度と比べ4億8,280万円、約125%の大幅増となっております。

続きまして、平成25年度に設定いたします債務負担行為でございます。債務負担行為は自治体の単年度予算の例外となります。後年度、ここでは平成26年度以降になりますけれども、支出が見込まれる事業について事前に予算を担保するものです。平成25年度は収蔵品管理システム使用料など、7事業について債務負担行為を設定します。債務負担行為の期間とその限度額については、記載のとおりです。

それでは、参考資料に基づき平成25年度の主要事業についてご説明いたします。

教育委員会につきましては、総合計画の体系の中の、人の健康、社会の健康の領域に該当しまして、教育部としましては基本目標、「子どもが生き生きと育つまち」に該当いたします。

充実事業として5事業がございます。特別支援教育推進事業では、教育上配慮を要する児童生徒によりきめ細かな支援を目指しまして、ヘルパーを65人から70人とし、またスクールアシスタントについては各校1名だったものを小学校の大規模校には追加配置をするということで5名の増、28名から33名とするものです。

青少年相談・街頭補導事業につきましては、相談体制の強化のために相談員を7名から10名とし、そのうち5名は、廃止する学校教育相談員のかわりに小学校に派遣し、相談業務に当たることとなります。

不登校児童生徒援助事業につきましては、現在中学校2校に4名配置されております不登校生徒支援員をすべての中学校に1名ずつ配置し、不登校の早期対応を強化するものでございます。

小学校及び中学校の図書館教育推進事業ですが、重点施策でございます読書活動のさらなる推進を目指しまして、学校図書館スーパーバイザーを配置し、各学校の読書活動、図書館教育に関して支援を行うとともに、蔵書率100%を目指して図書を整備いたします。

中学校パーソナルコンピューター整備事業では、中学校全9校のコンピューター教室の老朽化したパソコンを更新いたします。

次に、その他事業として中学校防音設備整備事業がございます。大和中、つきみ野中の防音機能の復旧と老朽化に伴いました大規模改修工事を行います。大和中は2年目、つきみ野中は1年目でございます。

新規事業の中学校学校図書館整備事業ですが、小学校で既に行いましたウエルカムプランの中学版といたしまして、より魅力ある図書室にするため、3校の図書室をリフォームします。

さらに、その他事業として学校給食施設大規模改修事業がございます。こちらは北部学校給食共同調理場の耐震改修工事や、小中の給食用エレベーターの改修工事を行います。

参考となりますけれども、危機管理部門で実施する避難所等整備事業

についてでございます。こちらは、一定程度以上の揺れで自動的に門扉のかぎが開錠されるボックスをモデル的に1校設置して検証を行いますといった内容になってございます。

教育部の所管については以上です。

○石川委員長 では、続いて村井こども・青少年課長、細部説明をお願いいたします。

○村井こども・青少年課長 こども部の所管では、放課後子ども教室管理運営事業について、今まで週2日行っていたものを週3日に増加いたします。放課後に児童の安全・安心な居場所を設け、異なる学年や地域の方々との交流を通じ、児童の健全な育成を図る事業でございますが、週3日の実施については、今年度試行的に3校で実施しております。その3校においてほとんど問題なくスムーズに行われたことから、この結果を踏まえ、来年度4月から実施するものです。先日、校長会でも説明をしており、もうスタートを切れる状態で準備が整っています。予算としては若干増となり、4,545万7,000円になっております。

○石川委員長 続いて、秋山文化振興課長、お願いいたします。

○秋山文化振興課長 それでは、文化スポーツ部所管の平成25年度予算の主な事業について説明いたします。

総合計画基本目標6「豊かな心を育むまち」の関連事業であり、主な事業といたしましては2事業ございます。

1つ目は、学習センター施設整備事業でございます。こちらは林間学習センターの2階トイレの改修工事を実施するもので、既存の便器を撤去し、洗浄機能つき洋式便器にするなどの工事を行ってまいります。工事期間については平成26年2月から2か月程度を予定しております。工事期間中、1階のトイレは既に改修済みでございますが、工程の関係から1階のトイレも使用できない期間が2週間程度生じてしまうおそれがあります。こちらにつきましては、工程を調整する中で、極力皆様にご迷惑をおかけしないように工事を進めてまいりたいと考えております。

2つ目は、その下の図書資料貸し出し事業でございます。主な内容としていたしましては、図書購入費、図書館窓口業務の委託料などがございます。平成25年度におきましては、こちらに「充実」と記載されておりますとおり、利用者の利便性の向上のため、図書返却ポストを2か所増設する予定にしております。

次に、参考として文化スポーツ部のその他事業を説明させていただきます。太枠の中に5つの事業を掲げさせていただいております。

1つ目は、美術鑑賞推進事業です。今年度に引き続きまして、平成25年度もボランティアの養成を行い、美術鑑賞教育を実施する学校を拡大してまいりたいと考えております。事業費は402万8,000円と記載されておりますが、認定特定非営利活動法人芸術支援開発機構に対する委託料が主なものでございます。

2つ目は、引地台野球場施設大規模改修事業です。こちらは野球場全面の人工芝と内野側のフェンスの防護マットの張りかえ、こちらを実施してまいります。

3つ目、地域スポーツ推進事業です。こちらは、市民が主体的にスポーツに参加し、世代間の交流が促進されるよう地域スポーツの推進を図ります。Jリーグ、なでしこリーグなどのスポーツ選手を小学校に派遣する「夢の教室」、あるいはスポーツ課職員が夢先生となる大和市版「夢の教室」の開催、「プロスポーツ観戦デー」の開催、総合型地域スポーツクラブ創出に向けた調査研究事業などを行うための経費でございます。

4つ目は女子サッカー推進事業でございます。地域スポーツ推進のため、女子サッカーに取り組む市民活動を推進します。大和なでしこカップの開催、「JFAガールズサッカーフェスティバル」の開催、中学校運動部活動における女子サッカー推進事業などの経費でございます。

5つ目は、スポーツセンター施設の大規模改修事業です。これは陸上競技場のフィールドを日本サッカー協会の公式試合ができる規格に改修するものでございます。あわせて競技場のトイレの改修、あるいはプールの機械設備の更新などを行ってまいります。

以上でございます。

- 石川 委員長 どうもありがとうございました。  
委員長 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございますでしょうか。  
○青蔭 委員長 これまでも協議してまいりましたので、特にありません。  
○篠田 委員長 今回、資料がとてもわかりやすく、前年度の最終補正予算が組まれた後の数字が書かれていることで比較がしやすくなっています。

学校教育基本計画の中の重点施策に関わって、今回、充実事業として青少年相談室の支援体制を変えたというところが、とても大きな意味ある内容になっていると思います。

1つ確認したいのは、特別支援教育推進事業の中で、ヘルパーの5名の増員と合わせてスクールアシスタントを5名増員されました。この5名については小学校大規模校への配置というお話がありましたが、前回の学校訪問で小学校を訪問した際にも、教員の人数が少ないということで、学校が支援をするうえで苦勞をされているというお話がありました。こういったこともいろいろと考慮されて配置されるという認識でよろしいでしょうか。

- 川口 教育総務課長 おっしゃるとおりでございます。  
教育総務課長 やはりそうした特別な配慮を要するお子さんが一定の割合でいらっしゃるから、大規模校であれば相応の人数の方がいらっしゃるということがございます。そういったことから大規模校には優先的に配慮し、きめ細かく対応できるようにするために増員をするものです。

- 篠田 委員長 わかりました。学校訪問でもそういったお話がありましたので、教師の負担を減らすという意味で、アシスタントを5名増やしていただいたことは、とてもよかったと思っています。

もう一点、2番目の青少年相談・街頭補導事業の中で、相談員を増やしていただきました。学校教育相談員のほうは廃止にして、こちらの青少年相談室の相談員を小学校に派遣するということですので、教師と相談室との連携がしやすくなるということは、とてもよいことだと思いますが、保護者のほうには相談員が廃止されるという通知をしているので

しょうか。

○滝澤 教育長 これまでの経緯も含めて説明してください。

○岩堀 青少年相談室長 学校教育相談員活用事業につきましては、小学校には「子どもと親の相談員」として年間35週、週1回、1日8時間。中学校には「心の教室相談員」として年間35週、週2日、1日6時間という形で配置をしておりました。ところが、残念なことに過去5年間の実績を見てみますと、非常に継続性が悪く、1年間で70%を超える方が変わってしまうこともございました。平均しますと58%、約60%弱の方が毎年変わってしまっており、相談員の継続性を担保する必要がございました。これは、資格の取得前に学校教育相談員として働き、資格を取得された後に他のところに移られてしまうという実態があり、相談室が言わば養成機関のような形になっていたということですが、それを変えたいということで学校教育相談員活用事業を廃止したものです。

その中で、不登校の人数は中学校が多いのですが、小学校から中学校へのつながりがありますので、やはり小学校を充実する必要があるだろうということで、小学校には青少年相談室が委嘱する非常勤特別職の相談員を週1日、通年派遣します。今までは35週、35回しか配置していませんでしたが、非常勤特別職ですから通年派遣することができます。中には、夏休みだからこそ学校に行ける保護者それから児童もいらっしゃいますので、その時に相談ができるという形に変えることができます。

保護者への通知についてですが、今のところ各学校に対しては、校長会で話をし、もちろん議会を経てということですが、そのような中で体制を整えていただきたいと伝えております。今後は保護者に対しても学校を通じて発信していかなければいけないと考えております。

○滝澤 教育長 小学校への相談員の派遣を平成25年度はどういうスタンスでやるのか、それも補足してください。

○岩堀 青少年相談室長 ただ今ご説明をしたとおり、平成25年度は子どもと親の相談員のかわりに、青少年相談室の相談員を派遣します。今までも資格を持ってい

室 長 　　る者が若干はいましたが、やはり高度な相談が増えてきておりますので、専門性を高めるといって臨床心理士、学校心理士などの有資格者、もしくは相談については経験が非常に重要です。資格をお持ちでない方につきましては、10年以上の経験のある方という形で採用しております。

採用後、各学校に週1日派遣しますが、非常勤特別職の相談員は週4日勤務ができますので、例えば月曜日にはA小学校、火曜日にはB小学校、水曜日にはC小学校、木曜日にはD小学校という形で通年同じ相談員が相談業務に当たっていくことを考えています。他市では巡回という形で違う相談員が派遣される事例がありますが、それでは相談の継続性が保証できませんので、本市では同じ相談員を派遣する形を予定しております。

○滝 澤 　　少し補足します。

教育長 　　今、室長がお話したとおりです。親と子の相談員は小学校に今までは1人、週1日配置していましたが、それは変更ありません。ただ、課題としては今後3～4校を担当しますし、相談内容としてはいじめや不登校も守備範囲としていきますので、相当力量がないと務まりません。また、青少年相談室の心理カウンセラーとSSWから指導・助言を受けながら対応していくということです。今までは各学校に配置して、その中で対応しているという部分がありましたけれども、今まで以上に連携が必要な状況になります。このような中で、専門性の高い人を限られた報酬の中で委嘱しなければならないという課題があります。昨日も面接をしましたが、なかなか良質な人材を集めるのは難しい状況です。

○篠 田 　　とてもよくわかりました。

委 員 　　今までせっかく相談員さんが学校に配置されていても継続性が悪いという結果であったということですので、今回専門性が高いということと通年見ていただけるということとはとても意味のあることだと思います。相談員さんには頑張っていただきたいと思います。

○石 川 　　中学校では心の教室相談員を廃止する形になりましたが、今回、中学

委員長 校を訪問したときに、やはり気軽に相談できる方が毎日いると良いというお話でした。そういったことを担保する上で、今回、不登校生徒支援員を全中学校に配置するわけですが、不登校生徒支援員に何らかの形で相談業務をしていただきたいというお話を中学校から聞いています。その辺のところは青少年相談室としてはいかがでしょうか。

○岩 堀 中学校の心の教室相談員を廃止した分の相談についてですが、これまでも県費のスクールカウンセラーが中学校に配置されていましたが、本市の場合はそれを中学校に半分、残りを学区の小学校に半分という形で、年間35週の半分は小学校に行っていたっていました。ところが先ほどご説明させていただいたとおり、今後は小学校には青少年相談室から派遣をいたしますので、その分、小学校に行っていたスクールカウンセラーについては全部中学校に行ってくださいことで、今までの倍行っていただくことができます。それで、少し相談ということについての担保ができるのではないかということが1点です。

もう一点は、今、委員長がご指摘のとおり、不登校生徒支援員を全中学校に配置をいたしますが、今年度までは不登校生徒支援員については、学校に来ることができても、なかなか教室に行けない生徒、その生徒の学習支援を中心としてやっておりました。ところが、学習支援だけではやはり足りない部分があるのではないかということで、平成25年度からは相談業務も行っていただくということで考えております。

今現在、学校では新採用の教員が増えております。そういう中で、いろいろなノウハウがまだわからない教員もいますので、教員の経験者である方を不登校生徒支援員として採用することによって、一緒に家庭訪問するといったところまで守備範囲を広げていけたらと考えております。昨日も中学校の校長会に行きまして話をしましたところ、校長会では、学校の経験者では難しいのではないかという意見もいただいております。しかし、学校の経験者が学校の中で教員としているということになりますと、生徒に対しても保護者に対しても評価権といったものが出てきますので、どうしても壁が高くなってしまい、なかなか相談ができないということはあると思いますが、現実的に不登校生徒支援員は教員ではな

いわけです。教員の免許をお持ちの方というのは必須になりますが、教員の免許をお持ちの方は心理学等も勉強されているということもございます。

実際に相談をしておりますと、教員ではない方が家庭に入ることによって保護者や生徒の対応が全く違って相談がうまくいくことがあります。例えば相談室では今、スクールソーシャルワーカーが精神保健福祉士や社会福祉士の資格を持って家庭訪問をしておりますが、すんなり入っていける部分があります。そういう点では教員の免許はお持ちですけれども、教員ではないですので、相談業務等もしっかりとやっていただけたらと思っております。

○滝澤 委員長のほうから、今の説明に対してご意見などがありましたら話していただければ、検討をしたいと思います。

○石川 やはり中学校の場合、生徒が気軽にいろいろなことを話ができるという体制があるといいと思います、不登校というのはいろいろな要因がありますので学習支援だけではなく、ちょっと不満を話すことができる、そういう方が毎日学校にいるという体制があるということが重要だと思います。スクールカウンセラーも重要ですが、保健室の教諭プラスアルファぐらいの気持ちで話ができるような人がいることによって不登校にしてもいじめにしても多少は早く察知ができるのではないかと思います。おそらく中学校もそういうところをかなり要望されているのではないかと思いますので、ぜひ不登校生徒支援員はこれだけの業務ですと限定せず、昨年度までとは違った形で少し業務を拡大していただくことと、人格の優れた方といいますか、そういった方をぜひ選んでいただきたいと思います。

○岩堀 現在、青少年相談室でもいろいろと考えておまして、来年度は不登校生徒支援員に対しての相談業務の研修会を年2回開く予定であります。青少年相談室には心理カウンセラー等がおりますので、そういった職員が、相談のノウハウに関する研修を行いたいと思っております。

○石川 中学校を訪問したときに、心の教室相談員の中には非常によくやっていただいている方、工夫されている方がいらっしゃったし、そういう方

が突然いなくなってしまうのはつらいという話も学校からありましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにありませんか。

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○石川 異議なしと認め、議案第5号は可決いたしました。

委員長 続いて、日程第3「大和市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。川口教育総務課長。

○川口 学校施設につきましては、もともと学校教育法で学校教育に支障のない限り、社会教育その他の公共のために利用させることができるということになっておりまして、条例により施設ごとに開放する際の使用料が定まっております。現在、登録団体の使用料につきましては、こちらの規則に基づいて2分の1の減免とされております。

そうした中で、平成23年にスポーツ基本法が制定されまして、青少年に対するスポーツの重要性や、学校、スポーツ団体、家庭、地域の連携の必要性がうたわれました。さらに学校のスポーツ施設の一般利用に努めるといったことも定められております。また、学校開放とはいえ、児童生徒が主体の団体がスポーツ開放などで学校を利用するに当たって、使用料を負担しなければならないのでしょうかと、そういった市民からの声も議会などを通じてこれまでございました。

こうしたことから中学生以下の青少年が地域の活動拠点である学校施設をより利用しやすくするために、中学生以下が構成員の過半数を占める団体の学校施設使用料を全額減免とするために、この規則を改正するものでございます。

今回の学校施設使用条例施行規則一部改正のポイントでございますが、1点目の改正の要素でございますが、こちらはただいまご説明したとおりでございます。

2点目の主な改正点でございます。減免対象は構成員の過半数が中学生以下で占める登録団体が使用するとき。減免範囲は全額減免でございます。減免の施設ですが、教室から校庭夜間照明設備まで条例において使用料が定まっている全ての施設でございます。教室や調理室、電気陶芸窯についてはスポーツ施設ではありませんが、今回の改正の趣旨にかんがみまして、使用目的にかかわらず中学生以下の団体なら、同様の減免とするものです。

3番目、利用者への対応についてでございます。該当する登録団体については所管課で把握できておりますので案内を送付いたします。また広報やまと、ホームページにおいて改正内容の周知をする予定でございます。

新旧対照表をご覧ください。別表の第2が減免の対象とその額を定めたものでございます。現在7つの項がありますが、ここに新たな4項を追加して、以下、現行の4、5、6、7項を繰り下げて5、6、7、8項にするものです。

新しい4項の内容でございますが、構成員の過半数が中学生以下で占める登録団体が使用するときは全額減免としますということを追加しております。なお、括弧書きがございますが、こちらは一時的な利用を含むということを決めている内容でございます。

また、第10条ですが、こちらが使用料の減免について定めた条文でございます。現行のただし書きとしまして、電気陶芸窯と校庭夜間照明設備に係る使用料については、「市が主催し、又は共催する」事業以外は減免しないということになっておりますが、今後は中学生以下の団体についても減免をしていくという内容になってございます。

なお、附則には施行期日として平成25年4月1日から実施することと、2つ目として準備行為を定めてございます。新年度に入る前から申請等の行為が始まりますので、あらかじめ準備行為ができることを規定しております。それから経過措置としまして、現在の申請書等の用紙が残っていれば、引き続き使用できるという規定を設けてございます。

ご説明は以上でございます。

○石川 質疑、ご意見等はございますか。

委員長

○青蔭 中学生にとってはとても良いことで、喜んで賛成したいと思います。

委員

○滝澤 全額免除というのは団体にとって大きいのではないのでしょうか。そういう中で、これは大変良いことだと思っておりますが、心配としては、これとは全く関係ありませんが、やはり今、スポーツ施設がさまざまありますが、ゆとりの森の整備ですとか、スポーツセンターや引地台野球場の改修とか、非常に快適な環境に整備されてきております。一方で、学校の校庭を見てみると、子供たちが体育の授業などの教育活動で使うのと、スポーツ関係団体が開放で土日を使っているということで、使うことについては非常に結構だし大いに使ってほしいのですが、使用頻度が高くなると補修などの対応を当然想定しなければなりません、そういった予算対応が少しおろそかになっているのではないかと感じがいたします。例えば学校の校庭の水はけが悪いから何とかしてほしいということになっても、なかなか改修工事に着手できません。もちろん財源の問題がありますが、市のスポーツ施設を整備するということと同時に、学校の特に校庭などの整備もしっかりと対応していくことも大事だと思っています。

これは我々が学校現場にいたときからもう20年来の課題ですが、なかなかその辺が形になっていかない部分がありますので、教育委員会として財源を確保していく必要があるという感想を持ちました。

○石川 今回の案件は非常にいいことですが、ただ、一つ気になるのは過半数という人数のところ。もしかしたら大人が悪意で利用するという団体がいるかもしれません。登録は子供たちが過半数入っているが、実際には大人が使っているというような場合ですが、人数のあたりを何かもう少し考えたほうがいいのではないかとということが一つです。

それと、夜間照明を使うということは基本的には夏場ですと6時から9時ぐらいになると思いますが、中学生以下の子供たちが夜間照明を使って例えば9時までスポーツをするということが少し気になるところで

す。その辺はいかがでしょうか。

○小 林        現在、夜間使用をしている学校は北大和小や大和小ですが、実際にサ  
スポーツ        ッカーやソフトボールで使っております。もちろん大人も使っておりま  
課 長        して、大人は夜間でないと使えませんので夜間の利用が多いです。子供  
                 たちにつきましても、例えばクラブチームなどですと、学校が終わって  
                 からとなると夜間でないと練習ができないという現状もございます。そ  
                 ういった中で、土日については昼間に学校開放を利用しておりますけれ  
                 ども、平日につきましても、夜間でしか練習ができないという事情もあ  
                 りますので、ナイター照明の料金につきましても、校庭使用料とあわせ  
                 て全額減免としたいと考えております。

○金 守        夜遅くまで子供たちが活動することに対するご質問だったと思いま  
文化        が、もちろん指導者そしてコーチ等も含め、しっかり監督をさせるとい  
スポーツ        う条件です。現実的には夜の9時までという話ですので、その間にき  
部 長        ちり運動をしていただくと。それは大人の目によってしっかり監督をし  
                 ていただくということを条件にしてやっています。

                 それからもう一つは、大人が悪意でというお話もあります。これはい  
                 ろいろあるかもしれませんが、登録団体が実際やっている状況につ  
                 いては、学校開放委員さんの目もございます。また、そういう実態調  
                 査もしっかりやっていくことで、チェックをしていきたいと思っていま  
                 すので、ご理解いただきたいと思えます。

○石 川        わかりました。

委員長        以上でよろしいですか。

                 では、これより議案第6号について採決をいたします。

                 本件の原案について、ご異議ございませんか。

                 (「異議なし」の声)

○石 川        異議なしということで、議案第6号は可決いたしました。

委員長        続いて、日程第4「大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行  
                 に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

                 細部説明を求めます。川口教育総務課長。

○川 口        本件でございますが、既に昨年10月の定例会でも教育委員会として

教育総務 のご意見も審議いただきました、教育に関する事務の職務権限の特例に  
課 長 関する条例に関するものです。こちらは昨年12月議会で成立しており  
まして、ことし4月から施行されるということになってございます。こ  
の条例によりまして、文化とスポーツに関する事務は4月以降、市長が  
直接管理執行することになります。現在、この大和市教育委員会の権限  
に属する事務の補助執行に関する規則におきまして、教育委員会の権限  
となっているスポーツに関する事務を市長に補助執行させることを定め  
ておりますが、4月以降はその必要がなくなることから、スポーツに関  
する事務について補助執行させる規定を削除するものです。

新旧対照表をごらんください。別表第1でございしますが、こちらは補  
助執行させる事務の具体的な内容を定めた表でございします。右側の現行  
で書いてあるところ、1項から10項までございしますが、現在の8項、  
学校体育施設のスポーツ開放に関すること、これを除いて削除をするも  
のでございします。学校施設など教育財産の管理は事務の移管の対象とな  
っておりませんので、ここだけは権限が教育委員会に残りまして、引き  
続き補助執行となります。

次に別表第3でございします。こちらは補助執行事務の決裁区分を定め  
たものでございします。ここでも先ほど申しましたスポーツ開放以外の事  
務、具体的にはスポーツ振興にかかる決裁事項が補助執行ではなくなる  
ことから削除することになります。これが改正の内容でございします。改  
正の附則として、平成25年4月1日から施行するとしております。

なお、最後に今回の改正に係る補助執行事務に関して、自治法に基づ  
く協議に市長が同意する旨の文書をいただいておりますので、参考とし  
て添付しております。

○石川 細部説明が終わりました。質疑、ご意見ございしますか。  
委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。  
これより議案第7号について採決いたします。  
本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○石川 異議なしということで、議案第7号は可決いたしました。

委員長 続いて、日程第5 議案第8号「大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。川口教育総務課長。

○川口

教育総務 それでは、ご説明いたします。  
課長 こちらの規則につきましては、教育委員会が委嘱する非常勤の特別職にどのようなものがあるかお示しし、法的根拠を与えているものでございます。

本件につきましては、この規則に教育委員会の重点施策への対応のために、平成25年度当初予算に措置した新たな非常勤特別職の追加や、増員などの改正をするものでございます。

改正の概要として4点ございます。

1点目は、学校嘱託医、学校薬剤師の追加です。学校嘱託医と学校薬剤師につきましては、これまで法令に基づいて委嘱しておりましたが、定数、職務内容を明確にするために本規則に追加をするものです。

2点目が、学校図書館スーパーバイザーの追加です。当初予算でもご説明しましたように、学校図書館教育の充実を図るために、学校図書館スーパーバイザーを追加するものです。

3点目、青少年相談室職員の定数及び職務内容の改正です。こちらも先ほど来ご説明いたしておりますが、相談体制の強化を図るために重点的に配置すべき職員の増員など、定数の見直しを行うとともに各職員の職務内容の改正を行うものです。

4点目、社会体育振興委員の削除でございますが、先ほどの職務権限の特例に関する条例の制定により、スポーツに関する事務が市長権限に移管することに伴って削除するものです。こちらについては、市長側で新たな設置規則等を制定し、設置根拠を持つことになります。

なお、蛇足ではございますが、この後の議案につきましても教育委員会規則の廃止等がございまして、すべて権限の移管に伴うものでございまして、同様に市長側で新たに規則の制定や委員の委嘱を行うこととなります。

新旧対照表をご覧ください。こちらは非常勤特別職の任期を定めた規定でございますが、現行の第3条第2項に社会体育振興委員の任期がございますが、社会体育振興委員につきましては、この規則から削除いたしますので、この任期を定めた部分からも削除をいたします。

次に、別表に設置する職と定数、それから設置目的や職務内容を定めております。通学指導員の欄の次に学校嘱託医及び学校薬剤師を追加いたします。定数は学校嘱託医、1校につき6人以内、設置目的及び職務内容は、児童生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断、疾病の予防措置その他の学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事するという内容になっております。

学校薬剤師については、定数は各学校1人。児童生徒の健康の保持増進を図るため、環境衛生検査、医薬品等の管理その他の学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事するといった内容になっております。

それから、外国人児童生徒教育相談員の次に、学校図書館スーパーバイザーを追加しております。定数は1人、職務内容は学校における図書館教育の充実を図るため、各学校の図書館運営等に対する支援並びに学校図書館司書への指導及び助言を行うといった内容でございます。

次に、青少年相談室職員ですが、相談員が7人から10人に変更いたします。また特別相談員につきましては、職務内容として相談員の指導、助言だけでなく、学校が行う教育相談に対する支援と他の青少年相談室職員への指導、助言を行うということを追加しております。

専門街頭指導員については定数を3人から2人に、教育支援教室指導員については定数を5人から4人としています。

次に、心理カウンセラーの職務内容ですが、現行の学校教育相談員を廃止にするために、そのかわりとなる相談員及び不登校生徒支援員への指導、助言を行うこととしております。スクールソーシャルワーカーの職務内容についても、心理カウンセラーと同様に改正いたします。

社会体育振興委員については、先ほどの説明のとおり、この規則から削除するものでございます。

附則ですが、平成25年4月1日からの施行としています。

説明は以上でございます。

- 石川 委員長 細部説明が終わりました。  
質疑、ご意見等、ございますでしょうか。
- 滝澤 教育長 確認ですが、学校図書館スーパーバイザーの職務内容の中で、学校における図書館教育の充実を図るため、各学校の図書館運営等に対する支援を定めていますが、これは具体的にどのような内容となるのか説明してください。
- 西山 指導室長 学校図書館の運営に対する支援については、図書館利用教育ということでは、当然、学校図書館司書の業務についての指導助言がございます。また学校長と司書教諭が学校図書館をどう運営していったらいいのか、読書活動をどう充実させていくかというようなところで、各学校が今、努力、工夫されておりますけれども、そういう点につきまして、このスーパーバイザーは大変造詣の深い方を想定しておりますので、他市の事例や、大和市内の先進校の事例など、注目すべき取り組みを紹介していくことを考えています。
- それから、研修等につきましては指導室の主催も当然ありますが、中学校区での小中学校の連携も必要ですので、中学校区での研修会を行って司書や教員の連携を図っていく、そういったものも実施していこうと考えております。既に荒川区がこの事業を行っておりますが、各学校のレベルを統一的に上げていくというようなことを念頭に置いておりますので、そういったところをやっていきたいと考えております。
- 滝澤 教育長 各学校の図書館運営等に対する支援ということは、当然、校長も教頭も、司書教諭も指導していけるという認識でいいですか。
- 西山 指導室長 はい、そうです。
- 滝澤 教育長 図書館教育の充実を図るための部分であれば、そういったことも全部網羅されるということで、指導室が実施する研修も含まれますね。
- 西山 指導室長 そうです。

○石川 ほかにありますか。  
委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。  
これより議案第8号について採決いたします。  
本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○石川 異議なしということで、議案8号は可決いたしました。  
委員長 続いて日程第6から日程10までは関連がありますので、一括して審議、採択いたします。

それでは、日程第6 議案第9号「大和市スポーツ施設設置条例施行規則を廃止する規則について」、日程第7 議案第10号「大和市スポーツ推進審議会規則を廃止する規則について」、日程8 議案第11号「大和市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則について」、日程第9 議案第12号「教育財産の公用の廃止について」、日程10 議案第13号「大和市スポーツ推進審議会委員の解職について」を議題といたします。

細部説明を求めます。小林スポーツ課長。

○小林 スポーツ 課長 それでは、日程第6 議案第9号から日程第10 議案第13号までは、大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴う関連規則の廃止等についての議案ですので、一括して説明させていただきます。

既にご承知のように、この大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例は、昨年9月の定例会において議案としてご審議をいただき、10月の定例会において付帯意見を付して教育委員会としての承認をいただいております。その後、市議会12月定例会で制定、4月1日に施行を予定しております。

また、あわせて大和市スポーツ施設設置条例と大和市スポーツ推進審議会の設置に関する条例の一部改正も行っております。

この特例条例の制定に伴い、スポーツに関する事務について、学校における体育に関することを除くすべての事務を市長権限に移管するため、規則の廃止等を行うものです。

まず、議案第9号「大和市スポーツ施設設置条例施行規則を廃止する規則について」、議案第10号「大和市スポーツ推進審議会規則を廃止する規則について」、議案第11号「大和市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則について」は、それぞれの教育委員会規則を廃止いたします。なお、スポーツ推進委員につきましては、平成25年度から市長側の規則を制定し、市長が委嘱をすることになりますが、現在委嘱している期間につきましては、そのまま引き継ぐこととする予定です。

続きまして、議案第12号「教育財産の公用の廃止」でございます。現在、教育財産として管理しております行政財産についても、特例条例の制定に伴いまして市長が管理することになるため、教育財産としての公用を廃止することとなります。つきましては、現在大和市の教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条に基づき、教育財産のうち、建物の評価額が1件1千万以上のもの、土地については1件1千平米以上のものについて、公用の廃止を付議するものです。該当する財産は、市営大和スポーツセンター、市営草柳庭球場、市営下福田野球場、市営下福田スポーツ広場、深見歴史の森スポーツ広場の5施設、10件の財産となります。

次に、議案第13号「大和市スポーツ推進審議会委員の解職について」でございます。今回の特例条例の制定に伴いまして、委員の委嘱が教育委員会から市長にかわりますので、3月末をもって全委員を解職するものです。4月以降については、まず残任期間の平成25年12月末までの9か月間について市長からの委嘱を行う予定です。

説明は以上です。

○石川 細部説明が終わりました。質疑、意見等がございますか。  
委員長

(「特にありません」の声)

○石川 この部分についてはすべて特例条例に基づいて必然的に行わなければならない部分であるというふうに判断をいたします。  
委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案9号、10号、11号、12号、13号について一括

で採決をいたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○石川 委員長 異議なしということですので、議案第9、10、11、12、13号は可決いたしました。

それでは、その他に入ります。事務局より何かございますか。  
指導室長。

○西山 指導室長 体罰の実態把握に関する緊急調査の実施についてご報告いたします。

こちらの件につきましては、昨年12月に大阪市立の高校において体罰事案、または生徒が自殺する事態が発生いたしまして、文科省も非常にこれを重く受け止め、緊急の調査を行うということでございます。

文科省の依頼文書をご覧ください。今回求められているのは「体罰の実態について主体的に把握し、別紙のとおり文部科学省に対して報告していただきますようお願いいたします」ということでございます。こちらにつきましては、個別の事例、それから体罰の件数等の報告ということで、調査そのものを依頼している訳ではございません。

神奈川県教育委員会の動きとしましては、教育長の報告でもありましたとおり、1月30日に臨時の教育長会議がございまして、県の方針が示されました。その中で意見を聴取する中で、2月8日に指導事務主管課長会議があり、今回は人事担当課長も同席しましたがけれども、県の課長によって詳細な説明がなされました。各市町村においては、県教育委員会が作成したひな形をもとに実施要項を作成し、対応してほしいということでしたので、それに基づいて作ったものがこの大和市教育委員会の実施要項でございます。

今回の調査名です。部活動及び学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査ということでございます。目的は2つございまして、1つ目は、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができるようにするという目的です。そのために体罰等の把握をするということです。2つ目が、各学校の体罰根絶に向けての取り組みを推進するための契機とするということでございます。

調査主体は神奈川県でございますが、実施主体は大和市の教育委員会でございます。

本市の対象といたしましては、小中全学校のすべての児童・生徒、そして保護者を対象といたします。

今回の内容につきましては、平成24年度ということで、昨年4月から調査報告時までの部活動及び学校生活ということでございます。

調査の方法は2つございまして、教職員向けの調査と児童・生徒、保護者向けアンケート調査でございます。

教職員向けにつきましては、既に各学校に対してメールで送信しておりますが、2月22日までに各教職員が自己点検をし、校長に直接提出します。校長はこれを取りまとめて必要に応じて聞き取りを行い、報告をするということでございます。

次に児童・生徒及び保護者向けアンケートでございます。今回、児童・生徒、保護者に体罰のことを聞くにあたり、やはり不安やいろいろな心情を考慮いたしまして、大和市教育委員会としてはすべて郵送方式にいたしました。具体的には返送用封筒の中に保護者あての説明、質問用紙、回答用紙を封入して各学校からお渡しします。それをご自宅に持って帰っていただき、お子さんが記入、また保護者の方が記入し、そして回答用紙のみを返送用封筒に厳封をして、教育委員会指導室あてに郵送していただくという形をとっております。なお、今回は児童・生徒だけではなくて、保護者の皆様におかれましても体罰についてお気づきの点やご意見等がありましたら、記入欄がございますので、こちらに書いていただくこととしております。

締め切りが3月15日金曜日までに郵便ポストに投函していただくという形になっております。

なお、体罰とは一体どういうものなのか、なかなか難しい部分がありますので、参考までに体罰の定義について資料を添付しております。

質問紙でございますが、質問紙の表紙として四角の中に気をつけていただくことを記載しています。重要なものを読み上げていきますと、まず自宅で記入すること。それから、あくまで4月1日からこれまでのこ

とを記入すること。また、今回はマーク方式としています。マーク方式につきましては県内では茅ヶ崎市と本市のみという今のところの状況です。学校名、学年は必ず記入していただかないと特定できませんので記入をお願いしますが、心情に配慮して氏名は無記名でも構いませんとしております。それから具体的な内容については、質問4の欄に教員の名前や受けた体罰についての内容を書いていただきます。それから、ここも大事だと思いますが、根拠のないうわさや悪口ではなく、事実を記入してくださいということを記載しております。

体罰を受けたり見たりしたことがない場合については無回答ですので、これを提出する必要はございません。また、発達段階に応じて、少し難しい質問もございますので、すべてに回答する必要はございませんとしています。

回答用紙をご覧ください。質問1、学校生活での体罰について①番が、自分自身が体罰を受けた場合です。該当する場合、白いところを塗りつぶすこととなります。次に、他の児童への体罰を見たということ、これが②です。受けてさらに見たという場合は①と②の両方を塗りつぶすこととなります。それから、受けていないし見ていない場合は③ですので、ここで調査は終了となります。

質問の2-(1)につきましては体罰の種類について、素手または棒で殴る、蹴る、投げる・転倒、このような体罰の項目ごとにだれから受けたか、いつ受けたか、どこで受けたか、被害状況はどうかということを書き込んでいただきます。

(2)については、その影響、それから(3)は体罰を受けてどうしたかということ、複数回答可になっています。

質問の3ですが、こちらは見たことについて先ほどと同じ形で書いていただきます。

質問の4は、受けた、または見たものについての具体的な内容を記入していただきます。

そして、問の5については保護者の方の自由記述欄ということ、

次の資料ですが、教員がこの調査の封筒を子供たちに渡すときに、そ

それぞれの教員の言い方によって微妙なニュアンスが違ってしまふといけませんので、シナリオを作成しております。例えば調査の趣旨であるとか気をつけること、こういったものを同じような形で説明しながら渡していくということを考えております。

次に、体罰についての国の考え方等をお示ししております。

調査結果の公表といたしましては、国の結果公表に合わせるということで、県は5月を予定しています。市町村において必要において発表する場合は、それ以降となる予定でございます。

スケジュールですが、まず2月12日に市P連の各会長に趣旨説明しており、昨日、小学校、中学校ごとに校長会で趣旨説明をしております。それから、昨日、メールにてデータを学校に送信しております。今後、14日から3月1日までアンケートの印刷等を行い、4日から5日に学校に配付ができると考えております。6日には児童・生徒、保護者のもとに届くと思いますので、15日を期限としてアンケート調査へのご協力をいただくということでございます。

今回の調査は教育部全体で当たっておりまして、回収後は教育研究所を中心に集計をし、該当が出てきた場合については学校教育課を中心に聞き取ります。子供のケアが必要な場合は、青少年相談室も協力することとなっております。

以上でございます。

- 石川 委員長 どうもありがとうございました。  
体罰に関する緊急アンケートについて、何かご質問ありますか。
- 青蔭 委員 ございませんが、事務繁多の折、体を大事にして頑張ってください。  
よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 石川 委員長 これを調査し、報告し、基本的には公表していく形になろうかと思ひますけれども、もしそういう事例が出てきた場合、どのような対応を予定しているのでしょうか。もしかしたら教員の懲戒に当たる部分も出てくるかもしれませんが、その辺はどのようにお考えでしょうか。
- 犬塚 学校教育 事例が出てきた場合は、学校教育課主管で調査していくことになりま  
す。まず内容を精査し、聞き取り可能であれば子供たち、また管理職、

課長 当該教諭に聞き取りを行い、その状況が懲戒に該当するという事になれば、やはりきちんと事情聴取をして県に報告していくという手順をとります。そういった事案が起きたときの通常の手順を踏んでいきたいと思っております。

○石川 委員長 いままでは容認されてきたようなことまで報告される可能性もあるのではないかと思います。もちろん体罰自体はいけないことですが、こういったことをあえて調査することに、少し懸念があります。なかなか難しい問題かと思っておりますので、慎重に対応していただきたいと思っております。

これについてはよろしいですかね。

それでは、次にいきたいと思っております。

学校教育課長。

○犬塚 学校教育課長 駆け込み退職問題について、1月の定例会において神奈川県ではそのような心配はないと申し上げましたが、その後、状況が変わりまして、神奈川県も退職金を下げる条例を県議会に提出しようとしております。神奈川県では、2月末退職と3月末退職で100万円の差が出るような改正案となっているとのことです。前回の定例会以降、神奈川県でも大きな問題になり、本日は新聞報道もされましたが、神奈川県で教職員11名が退職するという事になっています。本市においても、現在1名が2月末退職予定であります。その1名は教諭ではなく事務職で、学校に2名配置しているうちの1名です。管理職や担任ではなく直接子供と接することがほとんどない職員ですので、大きな影響はないと思われまます。授業等にも全く影響ありません。1月の定例会以前から状況が変わりましたので、ご報告申し上げます。

○石川 委員長 これについてはよろしいですね。

ほかに何かございますか。

特にならなければ、3月の会議の日程をお知らせいたします。3月の定例会は3月28日木曜日午前10時からを予定しております。

◎閉会

○石 川 以上で、本日の日程をすべて終了いたしました。  
委員長 これにて教育委員会２月定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。  
ございました。

閉会 午前１０時５５分